



このまちと、いつまでも。いながわ

広報

第910号

# いながわ

6月  
平成27年



天気がいい日は、季節を探しに行こう!! (よもぎ摘み 大島小学校)

## 特集 命を受け止める責任

イベントい〜っぱい! 町制施行60周年記念  6

いながわの星空☆「ヘルクレス座」  19

いなが♥輪 杉生老人クラブ  
絵本の会 ぐるんぱ  24

瞬(ときめき) 荒木 理沙さん  26

私のオススメ☆ 夏だ! キャンプだ! BBQ!  27

特派員報告 自然学校? キャンプも?  
奥猪名ってどんなところ?  28



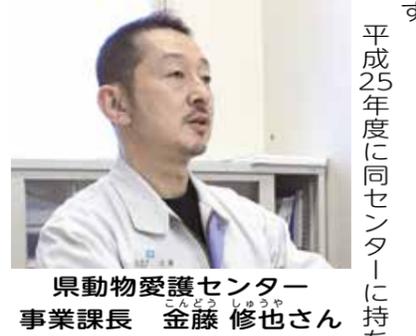
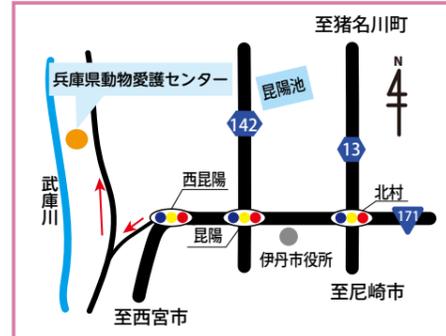
恋の季節がやってきた(キジ=メス(左)・オス(右))



**県動物愛護センター概要**

①②④ふれあい館では、犬や猫、ウサギなどとふれあい、動物との接し方を学ぶ  
 ③愛護館では、展示コーナーで動物の生態や犬・猫の体の仕組み、飼い方などを楽しく学習  
 ⑤民間トレーナーによる「犬のしつけ方教室」なども開催

また、管理棟では飼い主不明の負傷動物の収容、犬・猫の引取りに関する相談、動物の譲渡などを実施



◆管理棟 = 平日 8 時 45 分～17 時 30 分に開館 (年末年始を除く) ◆愛護館 = 毎週火・木・土・日曜日 10 時～16 時に開館 (年末年始を除く) ◆ふれあい館 = 毎週火～日曜日 (年末年始を除く) ① 10 時 30 分～11 時 30 分 ② 13 時 30 分～14 時 30 分  
 ▶問合せ 同センター (☎ 06-6432-4599)、尼崎市西昆陽 4 丁目 1-1

事業課長 金藤 修也さん

ペットは家族の一員

平成 25 年度に同センターに持ち込まれた犬・猫の数は成犬 55 頭、子犬 7 頭、成猫 182 頭、子猫 591 頭でした。犬の引取り件数は年々減ってはきていますが、猫の引取り数についてはほぼ横ばいです。放し飼いにしている猫や、去勢・避妊手術をしていない野良猫が原因となっています。

ペットは家族の一員

尼崎市の武庫川沿いにある、猪名川町を管轄する県動物愛護センター。同センターでは、放浪犬の収容、飼い主不明の負傷動物の収容や犬・猫の引取りだけでなく、動物の譲渡や、施設見学・動物とのふれあいを通して一般の方へ動物愛護の啓発活動を行っています。



中林 裕樹さん・まゆみさん・樹美くん (白金) とペットのれなちゃん (3 歳・写真左)・ちゃこちゃん (6 歳・れなちゃんのお母さん・写真右)

# 命を受け止める責任

近年、私たちの心を癒してくれる『ペット』を飼うことへの関心が高まりを見せています。しかしその一方では、一部の無責任な飼い主による飼育放棄や、野良猫などに対して餌を与えることなどから、不幸な犬や猫が増加し、地域の皆さんに迷惑が掛かっている状況が増えています。今月号では、どうすれば人も動物もみんなが幸せに暮らせるのかを考えてみましょう。

▶問合せ 環境対策室 (☎ 767-7116)

**動物と人の幸せ**

皆さんは、動物を飼うマナーを守れていますか? 全国の動物愛護センターで引き取られる犬・猫の現実は、無責任な飼い主による飼育放棄などが、後を絶たない状態で、その結果、多くの動物の『命』が絶たれています。

県内でも状況は同じで、県動物愛護センターは、各市町などと連携し、この事態の解消に努めています。

実際に町内でも飼育放棄などが多く、野良猫(犬)が増え、子どもを産み、その数を増やすため「家の庭に、野良猫が子猫を産み困っている」「公園に犬・猫の糞が放置されていて、子どもが安心して遊べない」など、多くの苦情が寄せられています。

町内では、各地域の衛生委員などが中心となり、犬の糞尿被害の防止ポスターなどを掲示し、啓発活動を行っています。一人ひとりがその意識を持たなければ、その被害が減ることはありません。

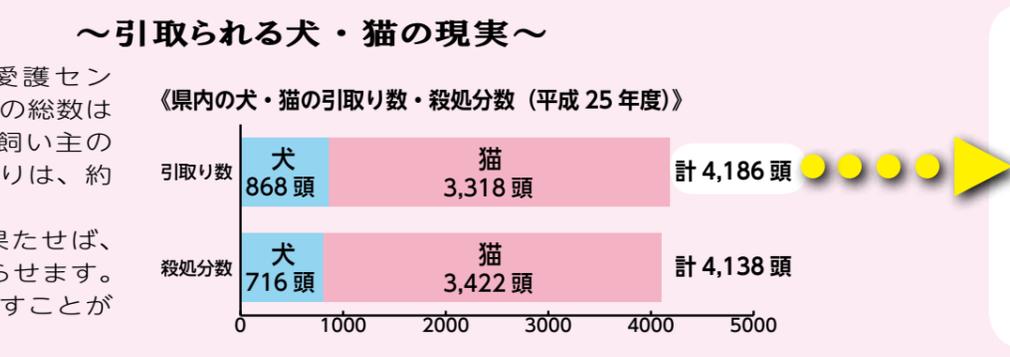
また、「いつかは動物を飼いたい」と思っている人は、可愛いだけではなく、一つの「命」を預かる責任と覚悟が必要であることを、もう一度考えてみてください。

動物も人も幸せに暮らせるまじを、みんなですくすく生きていきたいと思います。

**知ってください!**

平成 25 年度に県内の動物愛護センターなどに引き取られた犬・猫の総数は 4,186 頭でした。そのうち、「飼い主の飼育放棄」などの理由での引取りは、約 4 分の 1 (978 頭) でした。

飼い主一人ひとりが責任を果たせば、「引取り数」も「殺処分数」も減らせます。まずは飼い主の飼育放棄を減らすことが重要です。





# 家族の一員！ずっと一緒にいようね



九鬼 陽菜ちゃん(つ  
つじが丘)とペット  
のショコラちゃん(3  
歳・写真左)・きな子  
ちゃん(推定2歳・写真右)

野良猫が赤ちゃんを産んで捨てられていたのを拾い、飼い始めました。これ以上不幸な猫が増えないでほしいです。お腹を見せて撫でさせてくれる時が一番可愛いです。



新川 まゆみさん(白金)とペットの飛鳥ちゃん(15歳・写真左)・朱雀くん(13歳・写真右)

猫は結婚してから、友人宅で生まれたのをもらって飼い始めました。その猫は、19歳まで長生きしました。

外は危険も伴いますので、幼い時から家の中で飼うようにしています。



小宮山 雅之さん・節子さん(松尾台)とペットの宙くん(5歳)

二人とも動物が大好きで、今まで犬・猫・鳥・かめ・うさぎ...とたくさんさんの動物を飼ってきました。

宙は私が病気がちのときにペットショップで出会い飼い始めました。一緒に過ごすうちに私の病気が癒り、今でも私たちを癒してくれます。



中林 裕樹さん(白金)とペットのれなちゃん(3歳・写真右)・ちゃこちゃん(6歳・れなちゃんのお母さん・写真左)

私は、昔から大型犬が好きで結婚前から2頭を飼っていました。

大きい犬を怖がる方もいらっしゃるのですが、散歩の時などはリードを短く持つなどして気を付けるようにしています。

近年、犬や猫、うさぎやハムスターなどペットを飼う方が増えてきています。動物は私たちに癒しを与えてくれる家族の一員としてなくてはならない存在になっていきます。ただ、それに伴い飼い主が知っておくべきこと、守らなければならぬマナーがあります。

皆さん、「狂犬病」という言葉は聞いたことがありますか？前に「犬」という字がありませんが、実は犬だけではなく哺乳類すべてに共通してかかる病気です。もちろん人間も例外ではなく、発症するとほぼ100%の確率で亡くなる恐ろしい病気です。日本では現在、狂犬病は発生していませんが、日本と同じ島国で狂犬病清浄国であった台湾では最近、狂犬病が発生しました。決して対岸の火事ではなく、日本でもいつ発生してもおかしくないのです。

また、日本では狂犬病予防法で、毎年1回の狂犬病予防注射と、登録(終生1回)が義務付けられています。日本では推計される飼育頭数に対する予防接種率は50%を切っており、このままでは狂犬病が発生した時、感染の拡大が懸念されます。

## 狂犬病の恐ろしさを知って



川西猪名川獣医師会 会長 近藤 浪国さん



## 守って快適！ ペットの飼い方マナー

あなたが気付いていないだけで、近所の人に迷惑を掛けてしまっているかも... マナーを守って、動物にも人にも優しい飼い主を目指しましょう。

### ◆犬の登録と狂犬病予防注射

生後91日以上の子犬は、終生1回の登録と、年1回の狂犬病予防注射を受ける必要があります。注射を受けると、鑑札と注射済票が交付されますので必ず犬の首輪などにつけておきましょう。

### ◆糞尿の後始末をしっかりと

散歩の際には、エチケット袋と水を持参し、散歩中にしてしまった糞は必ず持ち帰り、尿は水で洗い流すようにしましょう。

### ◆猫は室内で飼いましょう

屋外は、感染症や交通事故、予期せぬ繁殖など猫にとっては危険です。家の中でも、上下運動ができるように工夫したりすれば快適に過ごすことができます。

### ◆不妊・去勢手術を受けましょう

不幸な動物を増やさないためにも手術を受けさせることも大切です。手術をすると、病気のリスクが軽減されるなどのメリットがあります。

## 犬編



## 猫編



## 共通編

### ◆放し飼いは危険です

周囲には動物が苦手な人もいることを理解し、散歩の際にはリードを付けるようにしましょう。人に危害を加えたり、交通事故に遭う危険性があります。

### ◆鳴き声・悪臭対策を

無駄吠えをしないようにしっかりとしつけ、犬の住む環境は常に清潔な状態を保ちましょう。近隣の人に迷惑をかけるないように、気を付けましょう。

### ◆野良猫に無責任にエサをあげない

可哀想だと思って、エサをあげるのは余計に不幸な猫を増やしかねません。あなたはその猫を責任を持って飼えるかよく考えてみましょう。

### ◆名札を付けましょう

万一、外に出たり迷子になった時のために、名札を付けるようにしましょう。



## ペットを飼う前に考える 10のポイント

ペットを飼うことは、その一生を責任をもって面倒を見ることです。最後まで責任を持って飼えるのか、チェックしながら考えてみましょう。



1. あなたの住まいはペットを飼える住居ですか？転居や転勤の予定はありますか？	2. あなたの飼いたいペットは、あなたのライフスタイルに合っていますか？	3. あなたの家族は全員動物を飼うことに賛成していますか？	4. 家族に動物に対するアレルギーを持っている人はいますか？	5. 毎日欠かさず世話に時間と手間をかけられますか？
6. あなたの体力で世話ができるペットですか？	7. 近隣に迷惑をかけないように配慮できますか？	8. ペットの一生にかかる費用を考えてみましたか？	9. 生涯にわたる計画を立ててみましたか？	10. 万一、飼えなくなった時のことを考えていますか？



# イベントいっっぱい♪ 町制施行60周年記念!

## 第15回 町展作品募集

### 米村でんじろう おもしろサイエンスショー 2015



▷ **とき** 7月20日(月・祝) 2回公演 ①午後1時30分開演 ②午後4時開演(開場は各回30分前)

▷ **ところ** 文化体育館(イナホール)

▷ **入場料** 前売=一般2,500円(当日2,800円)、中学生以下1,500円(当日1,800円)、親子券3,500円(当日4,000円) ※全席自由、3歳以上有料

**チケット販売所** 文化体育館(☎766-7400)・日生連絡所(☎766-1421)・六瀬連絡所(☎768-0001)・ふるさと館(☎768-0389)・阪急オアシス日生中央店(☎766-1931)・イオン猪名川店(☎765-1111)・道の駅いながわ(☎767-8600)・ローソンチケット[Lコード=59424](☎0570-084-005)ほか

▷ **問合せ** 同館(☎766-7400)

## 川の遊園地 in 猪名川

### 川とふれあい! 川を楽しむ!

大自然を舞台に家族の思い出を! 各種アトラクションや豊かな自然の魅力を子どもたちと一緒に楽しみください!



**とき** 8月2日(日)

午前10時~午後3時  
(午前9時30分受付開始)  
**ところ** 猪名川(町立学校給食センター付近)  
※小雨決行・雨天中止

### 60家族限定

### 参加費無料

◀ **申込方法** ▶ 往復ハガキに次の項目を記入し郵送 ※ハガキ1枚につき1家族まで

**【往信用裏面】** ◆代表者の氏名・住所・電話番号(携帯可) ◆参加者全員の氏名・年齢

**【返信用表面】** ◆代表者の氏名・郵便番号・住所

◀ **申込締切** ▶ 6月15日必着

※申し込み多数の場合抽選、結果は7月初旬ごろに返信用ハガキでお知らせ

※イベントには保護者同伴で参加

※各アトラクションの年齢制限は5歳~中学3年生

※詳細は町ホームページ

▷ **申込・問合せ** 町制施行60周年記念事業実行委員会(企画財政課内 ☎766-8711)



ウォーターライダー

水上アスレチック

ウォーターダッシュ

▷ **作品受付** 9月12日(土) 午後1~5時、13日(日) 午前10時~午後3時

▷ **ところ** 文化体育館

▷ **作品展示** 9月25日(金)~27日(日) 午前10時~午後5時(最終日のみ午後3時)

▷ **部門** 絵画(洋画・日本画)、立体工芸(彫刻・工芸)、書、写真 ※部門ごとに賞あり

▷ **応募資格** 高校生以上(町外からの出品可)

▷ **応募規定** 1部門2点以内かつ自作未発表の作品

▷ **出品料** 1部門につき一般=1,500円、高校生=500円

▷ **募集要項** 町内各施設に設置

▷ **その他** 町ホームページより電子申請可

▷ **申込・問合せ** 同実行委員会事務局(文化体育館内 ☎766-7400)

### 「ほたるの夕べ」

▷ **とき** 6月13日(土)

▷ **ところ** ふるさと館

◆ **ほたるの学習会**

ほたるの生態を、クイズをまじえて親子で楽しく学ぼう

▷ **時間** 午後4時30分~5時30分

▷ **ところ** 催し会場

▷ **定員** 先着40人(保護者同伴、事前申込必要)

▷ **料金** 無料

▷ **問合せ** 参画協働課(☎766-8783) ※天候などによる実施の有無については、当日午前9時以降 テレフォンサービス(☎0180-99-7170) または、ふるさと館(☎768-0389)

▷ **申込** 6月5日までに参画協働課まで

◆ **ミニコンサート**

▷ **時間** 午後6時~7時30分

▷ **ところ** 野外ステージ

▷ **出演** 六瀬中学校吹奏楽部(♪地上の星ほか)、SWING-BY 実行委員会(♪チェリーほか)、北欧伝統音楽ドレクスキップ(スウェーデン伝統曲、スレングボルスカほか)

▷ **参加費** 無料

### ◀ご注意を!▶

会場周辺に一般駐車場はありません。文化体育館からの臨時バスをご利用ください。《大人270円・小人140円》(日生中央からの場合 大人340円・小人170円) ※午後3時45分~6時30分まで概ね30分間隔で運行



## ~豊かなふれあい・みんなニコニコ~ 2015 健康福祉まつり!

だれもが健康で、安心して暮らせる地域社会をめざして開催するこのイベントでは、健康・福祉に関するだけでなく、楽しいイベントが盛りだくさん! この機会に「健康チェック!」してみませんか?

▷ **とき** 6月7日(日)

▷ **ところ** 文化体育館

▷ **内容** ◇健康チェック ◇歯科検診(8020コンテスト=80歳以上で自分の歯20本以上の人対象) ◇土鍋ごはんの試食 アンケート

でお米2合プレゼント! ◇スタンプラリーで限定いなぼうグッズプレゼント! ◇聴導犬のレオンくんがやってくる! ◇ミニ電車の運行 ◇ポップコーンの無料配布 ◇介護予防体操

▷ **問合せ** 同実行委員会事務局(福祉課内 ☎766-8701)



◇その他=各種団体(バザー・ゲーム・各種体験など)の出展、地元新鮮野菜・加工品販売(販売・バザーは売り切れ次第終了) ※詳しくは、新聞折り込みチラシ、町ホームページ

# 平成 26 年度 町職員の任免や勤務条件などを公表します

平成 26 年度における町の人事行政の運営状況について、お知らせします。

これは、住民の皆さんに町職員の任用や競争試験、勤務時間、その他勤務条件などの情報を正しく知っていただくために公表するものです。

## ◆任免

競争試験により新たに 15 人を採用しました。

昇任などは勤務成績の評定などを参考にし、内部に設置される任用・懲戒審査委員会での選考に基づいて決定され、11 人の昇任を行いました。

退職の内訳は、60 歳到達による定年 7 人、早期勸奨 1 人、自己都合・その他が 3 人でした。

区分	人数	
任用	採用	15
	昇任	11
	降任	—
	転任	—
退職	定年	7
	勸奨	1
	自己都合他	3

## ◆競争試験

事務職など 4 職種の採用試験（平成 27 年度採用分）を実施しました。合格者は事務職大卒 4 人、高短卒 2 人、消防職 2 人、司書 1 人、保育士 1 人で受験者数に対する競争倍率は、平均 12.1 倍となっています。

区分	受験者数	合格者数	倍率	
事務職	大卒	62	4	15.5
	高・短卒	17	2	8.5
消防職	大卒	22	2	11.0
司書	大卒	15	1	15.0
保育士	大卒	5	1	5.0
計	121	10	12.1	

## ◆休暇など

26 年中の年次有給休暇の取得実績は、1 人当たり 8.2 日でした。病気休暇は、医師の診断

に基づき取得できます。

## ◆勤務時間および休日

消防本部や図書館など本庁以外の勤務場所では、表とは異なる勤務形態の場合があります。

区分	内容
勤務時間	午前 8 時 45 分～正午、午後 1 時～5 時 30 分、1 週間当たり 38 時間 45 分
週休日および休日	▷ 週休日 = 土曜日、日曜日 ▷ 休日 = 国民の祝日、12 月 29 日～1 月 3 日

## ◆分限・懲戒処分など

分限処分 1 件、懲戒処分 0 件、その他（ハラスメントなど）1 件となっています。

区分	種類	内容
分限処分	降任・免職	▷ 勤務成績が良くないとき ▷ 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないとき ▷ 上記のほか、その職に必要な適格性を欠くとき ▷ 廃職または過員を生じたときなど
	休職	▷ 心身の故障のため、長期の休養を要するとき ▷ 刑事事件に関し起訴されたときなど
懲戒処分	戒告・減給・停職・免職	▷ 地方公務員法などまたはこれに基づく条例、規則、規程に違反したとき ▷ 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき ▷ 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあったときなど

## ◆服務義務

職員は「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力で専念しなければならないため、様々な義務が課せられています。服務義務違反により処罰された事件はありませんでした。

## ◆職員研修

高度化、多様化する住民ニ

ズに的確に対応するため、職員研修計画を策定し、勤務能率の向上に努めています。

## ◆勤務成績の評定

職員の勤務成績を正しく評価し、その結果に基づいて身分の取り扱いを決定するため、職員一人ひとりの勤務成績を評定しています。

## ◆福利厚生制度

職員の保健その他厚生に関して適用されている共済制度は、地方公務員等共済組合法によって県市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。

また、職員は一般財団法人兵庫県市町職員互助会へ加入し、福利厚生の充実を図っています。

## ◆公務災害補償

職員が公務中あるいは通勤途上で死亡し、または負傷や疾病により障害を負った場合などは、地方公務員災害補償法に基づきその補償を受けることができます。

公務災害と認定された件数は 1 件で、公務中の負傷のため療養補償が行われました。

## ◆措置要求・不服申立て

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう要求することや、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会に対して申し立てをすることができます。

同委員会はこれらの要求や処分が適当であるか審査し、必要な場合は勧告・指示をすることができる独立した機関です。

公平委員会に対する勤務条件に関する措置要求、不利益処分に関する不服申立てはありませんでした。

※その他、職員数の詳細や給与に関する公表は、広報いながわ平成 27 年 1 月号に掲載しています

問合せ 総務課 (☎ 766 - 8708)

# 猪名川町

# プレミアム付商品券

利用期間  
平成 27 年 8 月 1 日～  
平成 28 年 1 月 31 日

## 一般お買物券

10,000 円で 1,000 円券が 12 枚！

12,000 円相当

※ 19 歳以下の子どもがいる世帯は  
販売価格 9,000 円

## リフォーム券

100,000 円で 10,000 円券が 12 枚！

120,000 円相当



地元消費の拡大と地域経済の活性化を図ることを目的に、町内の登録店舗でお得に買い物やリフォームができる「猪名川町プレミアム付商品券」が商工会で販売されます。この機会に町内で買い物やリフォームをして、みんなの力でまちの経済を動かしましょう！この商品券についての詳しいお知らせは、6 月上旬に、町内の全世帯主あてに郵送します。

この郵便物の中には、事業案内・申込ハガキなどが同封されています。商品券（一般お買物券・リフォーム券）の購入を希望する人は、郵便物の内容をよく読み、申込期間内に、同封のハガキで下記まで申し込みください。▶ 申込・問合せ先 猪名川町商工会 (☎ 766 - 3012、〒 666-0243 柏梨田字前ヶ谷 158 - 1)

## 平成 28 年 4 月オープンに向け (仮称) 六瀬総合センターを整備

来年度、現在の六瀬住民センターの場所（笹尾字黒添 22）に「木津総合会館」と「六瀬住民センター」の事業を一箇所で行う「(仮称) 六瀬総合センター」がオープンします。

この建物は鉄骨・平屋建てで、延べ面積は約 580㎡。防災拠点・隣保館・役場出張所などを兼ね備えた施設として計画しています。

工事期間中の 7 月 13 日（予定）からは、JA 兵庫六甲六瀬支店内が仮事務所となります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

▶ 応募・問合せ 木津総合会館 (☎ 768 - 0217、✉ inagawa-jinken@town.inagawa.lg.jp、〒 666-0225 木津字上山 23)



## 施設の愛称募集！

▶ 募集要件 ① 自由な様式に愛称、愛称の説明、氏名、住所、電話番号を明記 ② 愛称は未発表のもの、何点でも応募※優秀作品に感謝状などを贈呈

▶ 応募方法 6 月 30 日までにメールまたは郵送（当日消印有効）で木津総合会館まで

平成 28 年 4 月採用の町職員を募集  
**求む！夢と熱意ある町職員！**



やる気・創造力・責任感のある優秀な職員を幅広く募集するため、総合能力試験（SPI3）を実施します。

▷ **受付期間** 6月1日（月）～19日（金）午前8時45分～午後5時30分（土・日・祝日は除く）  
 ※郵送（特定記録郵便または簡易書留郵便に限る）の場合も、19日午後5時30分必着

▷ **受付場所** 総務課

▷ **一次試験日** 総合能力試験 7月10日～20日の希望する日（希望するテストセンター）

面接試験 8月6日（木）文化体育館

※募集要項・申込書などは、総務課、日生・六瀬住民センターで配布しています。

※町ホームページでも募集要項をダウンロード可（インターネットでの採用試験申し込みは不可）

▷ **問合せ** 同課（☎766-8708）

職種	採用予定人数	受験資格（すべての要件にあてはまる人）
事務職（大卒）	3名程度	◎昭和63年（1988年）4月2日以降に出生した人◎学校教育法に定める4年制大学を卒業した人、または平成28年（2016年）3月31日までに卒業見込みの人
事務職（大卒・身体障がい者）	若干名	◎昭和60年（1985年）4月2日以降に出生した人◎学校教育法に定める4年制大学を卒業した人、または平成28年（2016年）3月31日までに卒業見込みの人◎身体障害者手帳の交付を受けている人◎自力による通勤ができ、かつ介護者なしに事務職として通常の勤務時間（原則1日＝7時間45分）を勤務できる人◎パソコンの画面表示が解読でき、キーボードからの入力とマウスの操作ができる人◎口頭による面接に対応できる人 ※車いす、補聴器を用いての受験は可能ですが、当方で用意する机などを用いることが前提になります（申し込み時使用する器具などを申し出てください）

※地方公務員法第16条の欠格事項に該当する人は受験できません。  
 ※採用時には通勤可能な地域に住居を定めてください。  
 ※受験者は平成28年3月31日までにその属する学校を卒業できない場合は採用できません。

平成 26 年度下半期

**歳入・歳出の状況などをお知らせします**

この公表は、住民の皆さんに町の収支の状況をお知らせすることで、財政運営について理解を深めていただき、町政へのご協力とご意見をいただくこと、毎年6月と12月に行っているものです（平成27年3月31日現在）。

- ※1 《一般会計とは》  
 教育や福祉などを行う基本的な町民サービスの会計
- ※2 《特別会計とは》  
 使い道があらかじめ決まっており、一般会計とは区分して使い分ける必要がある会計



◆町債・基金の現在高

区分	現在高
町債	70億8,953万円
基金	60億2,430万円

住民 1 人あたりの額（一般会計）

収入されたお金…30万8,116円  
 使われたお金…27万9,630円  
 町債の残額…22万3,179円  
 基金の残額…18万9,646円

※町民 1 人当たりの額は、平成 27 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳人口の合計 3 万 1,766 人で算出。

◆町税の内訳 (単位:万円)

税目	予算額	収入済額	収入率
町民税	17億9,150	15億9,423	89.0%
固定資産税	14億3,699	14億4,326	100.4%
町たばこ税	1億5,400	1億5,973	103.7%
都市計画税	1億4,580	1億4,533	99.7%
軽自動車税	4,541	4,628	101.9%
特別土地保有税	0	0	0.0%
合計	35億7,370	33億8,883	94.8%

▷ **問合せ** 企画財政課（☎766-8711）

平成 26 年度一般会計・特別会計歳入歳出予算の執行状況（単位：万円）

会計	予算額 (A)	収入済額 (B)	支出済額 (C)	差引 (B-C)	
一般会計（※1）	107億9,009	97億8,762	88億8,273	9億 489	
特別会計（※2）	国民健康保険	33億1,629	31億 606	30億2,771	7,835
	介護保険	19億7,908	19億3,732	17億5,998	1億7,734
	後期高齢	6億 849	2億8,179	5億2,213	△2億4,034
	農業共済	3,166	1,767	1,491	276
	奨学金	525	649	335	314
特別会計小計	59億4,077	53億4,933	53億2,808	2,125	
合計	167億3,086	151億3,695	142億1,081	9億2,614	

一般会計（歳出）

(単位：万円)

項目	予算額	支出済額	執行率
民生費（児童、高齢者や障がい者などの福祉サービスなどに係る経費）	27億2,636	22億4,538	82.4%
教育費（小・中学校、幼稚園、図書館、保健体育事務などに係る経費）	21億1,665	18億8,434	89.0%
総務費（庁舎管理や徴税、住民基本台帳、ふれあいパスなどに係る経費）	14億8,162	12億2,692	82.8%
土木費（道路や公園の管理、都市計画事務、公営住宅の整備などに係る経費）	13億3,960	8億7,532	65.3%
衛生費（健診、母子保健、ごみ・し尿処理などに係る経費）	10億5,197	9億4,597	89.9%
公債費（銀行などから借り入れた町債の元利償還金）	7億1,430	7億1,349	99.9%
消防費（救急、消火、救助活動などに係る経費）	5億4,080	5億2,498	97.1%
農林水産業費（農林業の振興、農業委員会事務、有害鳥獣対策などに係る経費）	2億4,341	1億2,241	50.3%
その他（議会費、商工費、予備費など）	5億7,538	3億4,392	59.8%
合計	107億9,009	88億8,273	82.3%

一般会計（歳入）

(単位：万円)

項目	予算額	収入済額	収入率
町税（町民税、固定資産税、都市計画税などの収入）	35億7,370	33億8,883	94.8%
地方交付税（普通交付税、特別交付税）	20億8,847	21億7,963	104.4%
国庫支出金（国からの補助金など）	12億 977	9億4,760	78.3%
町債（施設建設や財源不足の際の借入れなどの収入）	9億7,354	6億2,094	63.8%
県支出金（県からの補助金など）	6億4,508	4億4,066	68.3%
譲与税、交付金（国、県税として徴収された税の配分などによる収入）	5億5,898	5億8,054	103.9%
使用料、手数料（文化体育館や火葬場、公営住宅などの収入）	1億9,186	1億8,309	95.4%
財産収入（町有地の貸付などによる収入）	8,627	8,783	101.8%
その他（諸収入や寄付金、繰越金などによる収入）	14億6,242	13億5,850	92.9%
合計	107億9,009	97億8,762	90.7%

